

【令和8年7月22日公布 令和8年三浦市条例第15号】

三浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（三浦市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第6項第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第18条第1項及び第18条の3第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（三浦市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 三浦市職員の退職手当に関する条例（昭和48年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三浦市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。